

令和6年8月16日

第14回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第14回総会議事録

1. 日 時 令和6年8月16日(金) 午後2時

2. 会 場 市民会館 301号室

3. 出席委員 24名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曳地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	17番 古関 恵子	18番 柴田 徳男
19番 武田 勇夫	20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫
22番 阿部 哲也	23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光

5. 欠席の委員 なし

6. 事務局の出席者

事務局 長	阿藤 裕之		
次長兼農地係長	阿部 三起夫	主 査	小針 道理
庶務係長	丹治 薫	会計年度任用職員	渡辺 久美子

議案の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出(農地法第3条関係)について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 福島市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	本日、欠席の届出はございませんでした。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第14回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 3番：柴山栄重委員、14番：渡邊正芳委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(77件)】 合計77件、令和6年8月16日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地等の買受適格証明願出についての案件は、耕作の目的で農地の競売に参加するための証明願出2件です。農地法第3条第2項各号には該当しておらず、農地取得の許可条件をすべて満たすものと考えます。なお、先の区域協議会で説明をしておりますが、買受適格証明願出があった場合、改めて農地法第3条もしくは第5条の議案とはせずに、買受適格の有無を判断する中でご審議をいただきますようお願いいたします。 区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番(発言を求める。)
議長	渡邊委員(発言を許可する。)
14番	整理番号1番について説明いたします。申請人は、競売に参加し農地を取得できたら自家消費栽培をするもので、親も農業をやっており協力を得ながら栽培を続けていけるといいますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ

	しくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号2番について説明いたします。申請人は市外在住ですが、申請地近くに娘が住んでおり、近くに農地も所有していますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。また、競売の落札者から農地法第3条の許可申請があった場合は、その申請内容が本日の審査時と事情が異なっていない場合は、速やかに許可処分を行うことも併せてお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地等の買受適格証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号3番、整理番号1番は取り下げとなりましたので、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号2番について説明いたします。以前、使用貸借権を設定し耕作しておりましたが、今回所有権移転しネギを栽培する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号3番から4ページ6番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	安齋委員（発言を許可する。）
15番	整理番号3番から6番について説明いたします。整理番号3番ですが、譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転をするものです。整理番号4番、5番ですが、譲受人の耕作している農地と隣接しており自作地続きで耕作利便のため所有権移転するものです。ぶどうを栽培す

る予定です。整理番号6番ですが、申請地は譲受人の住宅の近くで、自家消費栽培のため所有権移転するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号7番から9番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

23番 整理番号7番から9番について説明いたします。整理番号7番8番は、譲受人が同一人ということで、一括で説明いたします。両案件の譲渡人は兄弟で、農地を相続しましたが農業をする意思がなく、管理をしていた譲受人である叔父に所有権を移転するものです。野菜等を栽培する予定です。整理番号9番ですが、譲渡人は申請地を昨年5月に取得し、新規就農として耕作を予定しておりましたが、体調不良のため耕作ができず、管理をお願いしていた譲受人がブルーベリーを栽培して営農開始したいということで、所有権移転するものです。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号2番から9番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の5ページをご覧ください。議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出についての案件は、許可を受けた農地について売買が出来なくなったための取消願出で、市処分案件です。
区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 曳地委員（発言を許可する。）

9番 整理番号1番について説明いたします。譲受人が農業をするために農地を譲受ける予定でしたが、遠隔地で耕作不便のため取消するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、

	ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の6ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号1番について説明いたします。譲受人は申請地周辺の住民に許可をもらい、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の7ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が14件、68,126㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。
	8ページ、区域番号2番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号1番から3番について説明いたします。整理番号1番ですが、利用権を設定する農地は遊休農地でしたが、借受人が借りて有機米を作りたいということで、すでに作付けをしております。整理番号2番は、貸付人の夫が亡くなり、荒廃地になっていた畑を、借受人が整備し、ももを栽植しております。整理番号3番は、中間管理機構に出ていた畑を借りてほしいということで、借受人がももを栽培するというものです。3件とも、区域協議会では問

題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 ９ページ、区域番号３番、整理番号４番から８番までの５件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

９番 議長９番（発言を求める。）

議長 曳地委員（発言を許可する。）

９番 整理番号４番から８番について説明いたします。整理番号４番から７番は借受人が同一なので一括して説明いたします。借受人は、近くの農地を借り受けし、大規模に耕作するものです。現在申請地は耕作、管理されているので区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号８番は、借受人の自宅近くの農地で、耕作利便のため借りて耕作するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号４番、整理番号９番の１件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

１４番 議長１４番（発言を求める。）

議長 渡邊委員（発言を許可する。）

１４番 整理番号９番について説明いたします。ＪＡからの移行ということで、立派に耕作されておりますので区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 １０ページ、区域番号５番、整理番号１１番が取り下げとなりましたので、整理番号１０番及び１４ページ１２番から１５ページ１４番までの４件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。

１６番 議長１６番（発言を求める）

議長 尾形委員（発言を許可する。）

１６番 整理番号１２番及び１３番については、私が代表を務める法人の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。１６番、尾形寅昭委員、一時退席願います。
〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

１５番 議長１５番（発言を求める。）

議長	安齋委員（発言を許可する。）
15番	整理番号10番、12番から14番について説明いたします。整理番号10番ですが、借受人と貸付人は親子関係で、中間管理機構を通して使用貸借の申請をするものです。借受人は立派に農業を営んでいますので、問題なしと判断しました。整理番号12番、13番ですが、申請人は親子で、整理番号13番の貸付人が、借受する法人の花弁部門の責任者であり、法人に農地を提供するもので、区域協議会では問題なしと判断しました。整理番号14番ですが、借受人は地域で受託作業をやっており、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号15番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号15番について説明いたします。貸付人は高齢のため栽培をしてくれる人を探しており、近所の借受人が耕作をするという案件です。借受人は、近隣の田んぼを借り栽培している農家で、現在もしっかり栽培をしていますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり承認と決定いたします。 16番 尾形寅昭委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。 （入室、着席する。）
議長	それでは、議事を再開します。
次長	次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。 議案書の16ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。 17ページ、区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）

4番	整理番号1番について説明いたします。貸付人が体調不良のため耕作ができなくなり、借受人が梨を栽培するものです。すでに栽培管理をしていますので、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号2番について説明いたします。借受人は平野地区でも大規模果樹農家で、今後も立派な梨栽培をしていくと思いますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、報告を事務局よりお願いします。
次長	議案書18ページ、報告第1号から28ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第14回総会を終了いたします。

（午後2時45分）

令和6年8月16日

これは、福島市農業委員会第14回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人3番 柴山 栄重

議事録署名人14番 渡邊 正芳